

監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 200 財務諸表監査における総括的な目的 2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 改正 2024年9月26日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第4号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《2. 財務諸表監査》 (省 略) 9. 監査人は、また、実施した監査に関連する事項について、利用者、経営者、監査役等、又は企業 外の関係者に対して、コミュニケーションを行い、報告する責任を有することがある。当該責任は、 一般に公正妥当と認められる監査の基準又は適用される法令等に記載されている（監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」、監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」 <u>第64項</u> <u>から第67項</u> 等参照）。 (省 略)	監査基準報告書 200 財務諸表監査における総括的な目的 2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第4号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《2. 財務諸表監査》 (省 略) 9. 監査人は、また、実施した監査に関連する事項について、利用者、経営者、監査役等、又は企業 外の関係者に対して、コミュニケーションを行い、報告する責任を有することがある。当該責任は、 一般に公正妥当と認められる監査の基準又は適用される法令等に記載されている（監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」、監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」 <u>第42項</u> 等参照）。 (省 略)

改正案	現 行
《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 職業的専門家としての懐疑心》(第 14 項参照) (省 略) A20. 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。しかしながら、監査人は、監査証拠として利用する情報の信頼性を検討することが要求される(監査基準報告書500「監査証拠」第 6 項から第 8 項参照)。 監査基準報告書は、情報の信頼性に疑義がある、又は不正の可能性の兆候がある場合(例えば、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正でないと疑われる場合、又は偽造されていると疑われる場合)、監査人に対し、更に調査を実施し、問題事項を解消するため監査手続の種類、時期及び範囲に修正又は追加が必要であるか否かを決定することを要求している(監基報240第22項、監基報500第10項、監基報505第 9 項、第10項及び第15項参照)。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上	《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 職業的専門家としての懐疑心》(第 14 項参照) (省 略) A20. 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。しかしながら、監査人は、監査証拠として利用する情報の信頼性を検討することが要求される(監査基準報告書500「監査証拠」第 6 項から第 8 項参照)。 監査基準報告書は、情報の信頼性に疑義がある、又は不正の可能性の兆候がある場合(例えば、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正でないと疑われる場合、又は偽造されていると疑われる場合)、監査人に対し、更に調査を実施し、問題事項を解消するため監査手続の種類、時期及び範囲に修正又は追加が必要であるか否かを決定することを要求している(監基報240第12項、監基報500第10項、監基報505第 9 項、第10項及び第15項参照)。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上
・ 本報告書(2022 年 10 月 13 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則(2022 年 7 月 25 日変更) (修正箇所: A13 項から A15 項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022 年 7 月 21 日改正) (上記以外の修正箇所) ・ 本報告書(2023 年 1 月 12 日改正)は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 倫理規則(2022 年 7 月 25 日変更) ・ 本報告書(2024 年 9 月 26 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024 年 9 月 26 日改正) ・ <u>本報告書(年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － <u>監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」(年 月 日改正)</u>	・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則(2022年 7 月25日変更) (修正箇所: A13項からA15項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年 7 月21 日改正) (上記以外の修正箇所) ・ 本報告書(2023年 1 月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 倫理規則(2022年 7 月25日変更) ・ 本報告書(2024 年 9 月 26 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年 9 月26日改正)

以 上